

横浜市はまっ子ふれあいスクール事業実施細目

制 定 平成 22 年 3 月 5 日 こ放第 856 号

最近改正 平成 23 年 3 月 14 日 こ放第 865 号

1 目 的

この細目は、横浜市はまっ子ふれあいスクール事業要綱（以下、「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 運営主体

(1) 運営委員会の委員について5月末までに「運営委員会委員名簿」（様式3）により、こども青少年局長（以下、「局長」という。）に報告するものとする。また、委員の変更があった場合、「運営委員会委員名簿（異動用）（様式4）」をすみやかに局長に提出しなければならない。

なお、運営委員会会長の変更があった場合には、「運営委員会会長変更届（様式5）」をあわせて提出するものとする。

(2) 運営委員会は年2回以上開催し、予算、決算及び運営に必要な事項について審議するものとする。

(3) 運営委員会の事務を行うため、事務局を設ける。事務局長はチーフパートナーをもってあてる。

3 対象児童

事業の対象者には、当該小学校区に居住し、国立又は私立の小学校に通学する児童、特別支援学校に通学する児童を含むものとする。

4 活動内容

事業においては、次の活動を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通じて自主性、社会性、創造性を養うこと
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と児童の家庭・学校との日常的な連絡及び情報交換
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) 保護者との連携による親子参加活動
- (7) 地域の子育て支援に関する活動
- (8) その他児童の健全育成上必要な活動

5 実施体制

(1) 運営主体は、前項に掲げる活動を円滑に実施するとともに参加児童の安全を確保するため、原則として1つの活動場所には1名以上のスタッフを配置することとし、児童が1名

以上参加している時間帯には、別表1に定めるスタッフ最低基準を遵守するものとする。

- (2) チーフパートナーは原則として専任とし、兼務しないものとする。また、許可なく他の仕事に就くことはできない。
- (3) チーフパートナーの給与は原則として、横浜市の予算積算基準どおり（月240,000円 週30時間勤務）とし、特段の事情があり、金額の変更を必要とする場合には事前に局長に協議するものとする。また、業務的に体力を必要とするため、チーフパートナーについては、満65歳に達した日以降における最初の3月31日までの勤務とする。
なお、アシスタントパートナーについては、概ね65歳程度までの勤務とする。
- (4) アシスタントパートナーの依頼期間は1年間とし、「アシスタントパートナー登録簿」（様式6）により局長に報告するものとする。また、変更があった場合、「アシスタントパートナー登録簿（異動用）」（様式7）をすみやかに局長に提出しなければならない。

6 経費

- (1) 委託料は、「基本額」と「項目別積算」とし、別表2のとおりとする。
- (2) 委託契約を行う「運営委員会」は、局長が定める期日までに「見積書」（第1号様式）及び「契約書・仕様書」（第2号様式）に、別途定める必要書類を添付して局長に提出しなければならない。

7 研修

- (1) 運営主体は、第4項に掲げる活動を円滑かつ安全に実施するため、常勤チーフパートナー及び非常勤アシスタントパートナーに対し、活動に必要な対応をはじめとする活動に必要な知識・経験を養うための研修を実施しなければならない。
- (2) 運営主体は、横浜市が指定する会議や研修等に常勤チーフパートナー又は非常勤アシスタントパートナーを参加させなければならない。

8 安全管理

- (1) 運営主体は、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすこととし、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の危機管理についての対応マニュアルを作成するとともに、事故等発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。
- (2) 運営主体は、はまっ子ふれあいスクールにおいて事故等が発生した場合、「事故報告書」（様式10）によりすみやかに局長あて報告するものとする。

9 費用徴収

運営主体は、あらかじめ参加児童の保護者の同意を得たうえで、おやつ代、特別な行事及び教材に係る費用等について、参加児童の保護者に相当額を負担させることができる。

10 書類の整備等

運営主体は、事業の適正な管理を図るため、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿のほか別表に定める書類を作成し、証拠書類を整理するとともに、各年度の事業終了後5

年間保存しなければならない。

11 備品管理等

はまっ子ふれあいスクールで使用する標準的な備品については、横浜市が調達し貸与するものとする。

なお、運営主体は、貸与された施設や備品について善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、故意又は重大な過失により滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、局長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

また、補助事業者の故意又は過失によらない施設の修繕及び備品の修理等については、別途局長に協議するものとする。

12 個人情報の保護

運営主体は、この事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13 その他

- (1) 運営主体は、事業を新規に開始するにあたって学校と調整し、保護者説明会を事前に開催するとともに、毎年、新入生の保護者向けに説明会や見学会を開催しなければならない。
- (2) 運営主体は、事業予定等を掲載した広報誌（毎月）の作成及び保護者会の開催により、当該校児童及び関係機関に活動内容の周知を図るものとする。
- (3) 運営主体は、事業開始前にたてた年間の事業計画を「事業計画書（様式9）」により局長あて提出するものとする。また、毎月終了後翌月10日までに「月別状況報告書」（様式8）により事業の実施状況を局長に報告するものとする。
- (4) チーフパートナーの交替が生じる場合は、事由が生じる前月及び当該月に運営に支障がないよう、運営主体において必要な引継ぎを行うものとする。
- (5) この細目において、港南区、都筑区、栄区、泉区を所在地とするはまっ子ふれあいスクールについては、「こども青少年局長」及び「局長」を「はまっ子ふれあいスクールの所在地を所管する区長（区長）」とする。
- (6) この細目に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に局長が定める。

附 則

（施行期日）

この細目は、平成22年3月5日から施行し、平成22年度の予算に係る委託料から適用する。

（施行期日）

この細目は、平成23年3月14日から施行し、平成23年度の予算に係る委託料から適用する。

別表1(第5項)

	参加児童数	最低人員配置基準
標準	～35人	2人
大規模Ⅰ	36～70人	3人
大規模Ⅱ	71～90人	4人
大規模Ⅲ	91人～	5人

別表 2

項目	金額	内容																		
基本額	1 か所あたり年額 年 5,530,000 円 チーフパートナーの通勤費については別途実費を支給する	チーフパートナー人件費 アシスタントパートナー人件費（17時まで） 労働保険料・社会保険料 定期健康診断料・アシス胸部X線 勤労者福祉共済掛金（ハマふれんど） 社会保険労務士報償費 事務費・事業費																		
規模別積算	1 か所あたり年額 昼間 大規模 年 426,000 円 大規模 年 852,000 円 大規模 年 1,704,000 円	* 昼間規模別加算基準 大規模 : 36人以上70人以下 大規模 : 71人以上90人以下 大規模 : 91人以上																		
障害児受入積算	1日あたりの平均参加人数 1人ごとに年額 年 368,000 円 10月以降受入の場合 年 184,000 円	特別支援学校または個別支援級に在籍しているなど特別に配慮を要する児童の受け入れにかかる経費																		
17時以降積算	1 か月あたり平均実施日数 × アシス時給（1時間分） × 1人 × 12か月																			
土曜日の積算	年間実施日数 × 年間平均実施時間 × アシス時給（1時間分） × 2人																			
アシス謝金の特別積算	426,000 円	活動に支障をきたす場合。ただし、相談員の判断が必要。																		
特色ある活動積算	前年度事業費実績（保護者負担分を除く） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th></th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0～60,000円</td><td>0</td></tr> <tr><td>60,001円～70,000円</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>70,001円～80,000円</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>80,001円～90,000円</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>90,001円～110,000円</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>110,001円～130,000円</td><td>80,000</td></tr> <tr><td>130,001円～150,000円</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>150,001円～</td><td>120,000</td></tr> </tbody> </table> 円 事業費70,000円は、基本額に含まれているため		加算額	0～60,000円	0	60,001円～70,000円	10,000	70,001円～80,000円	20,000	80,001円～90,000円	40,000	90,001円～110,000円	60,000	110,001円～130,000円	80,000	130,001円～150,000円	100,000	150,001円～	120,000	校外活動、スポーツ大会、工作教室等の特色ある活動の実施にかかる経費（講師謝金等）
	加算額																			
0～60,000円	0																			
60,001円～70,000円	10,000																			
70,001円～80,000円	20,000																			
80,001円～90,000円	40,000																			
90,001円～110,000円	60,000																			
110,001円～130,000円	80,000																			
130,001円～150,000円	100,000																			
150,001円～	120,000																			
活動場所確保積算	1 か所あたり年間限度額 年 200,000 円	施設の工事等により、複数の活動場所を確保する必要が生じた場合にかかる経費など																		
その他局区長が特に必要と認めた場合	1 か所あたり年間限度額 年 500,000 円	エアコン、じゅうたん、移転に伴う床の原状回復工事など																		